

4.2.外国人氏名の入力方法

別紙3_住登外者宛名番号管理_項目定義書

別紙4_団体内統合宛名_項目定義書

リファレンス提供の背景

住登外者に関する手続によって、国籍情報を確認できない場合がある。入力内容のばらつきを抑制し同一人の特定の精度を確保するために、各基幹業務システムにおける氏名入力のベースラインを示す。

外国人氏名の入力方法

国籍ではなく、申請された文字（ローマ字なのか否か）によって基幹業務システムにおいて入力する項目を判断する。

- ローマ字氏名で申請があった場合に対応する住登外者宛名番号管理機能のデータ項目
データ項目ID:03100006「氏名_外国人ローマ字」
- ローマ字以外の氏名（漢字含む）で申請があった場合に対応する住登外者宛名番号管理機能のデータ項目
データ項目ID:03100007「氏名_外国人漢字」

なお、どちらの項目も住登外者宛名番号付番APIにおけるリクエスト項目として必須とはしていない。また、備考欄にて規定済み「氏名を構成する要素（氏と名、名（ファーストネーム）と中間名（ミドルネーム）と氏（ラストネーム）など）の間に全角の空白を一文字入れる」という入力ルールに従って入力する必要がある。

5.5.宛名管理システムとのデータ連携仕様（1/3）

共通機能標準仕様書仕様書

2.4 住登外者宛名番号管理機能、2.5 団体内統合宛名機能

横並び調整方針

5. 宛名番号に関すること

リファレンス提供の背景

宛名情報については、基本的に各基幹業務システムにおいて管理することとされており、また、これらを一元的に**関管理**する場合は「宛名管理システム」として**こう解く構築**する。なお、宛名管理システムは独自施策システムと整理することから、データ要件・連携要件標準仕様の独自施策システム等連携仕様に基づいて連携を行う必要がある。

また、宛名管理システムと住登外者宛名番号管理機能や団体内統合宛名機能と一体的に構築することも可能であるほか、住登外者の支援措置対象者情報も保持する可能性も想定される。当該機能を宛名管理システムと一体的に構築する場合における、連携の考え方を示す。

宛名管理システムとの連携

宛名管理システムの構築において、以下のパターンを示す。

- ①宛名管理システムと住登外者宛名番号管理機能や団体内統合宛名機能をそれぞれ構築する場合
- ②宛名管理システムと住登外者宛名番号管理機能や団体内統合宛名機能を一体的に構築する場合